



# あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(3882) 1111 編集/企画部広報課

下水道特集号

平成3年3月1日現在

(1面) よみがえる水辺

(2面・3面) まちの中の小さな自然

(4面) 下水道ができたら

土木部下水道課

千120 足立区中央本町一丁目17番1号

☎(3880) 5271

## よみがえる水辺

### まちの中の小さな自然



下水道の整備によりよみがえった葛西用水



昭和48年、足立区が本格的に下水道事業への取り組みを始めてから17年がたちました。

この間には、特に下水道整備の遅れていた葛飾区や江戸川区と気持ちは一つにし、昭和52年、三区下水道促進連盟を結成し、促進大会や国、都への働きかけなど下水道の1日も早い普及に向けた取り組みが実を結び、平成元年度の普及率も70%を越えることができました。

しかし、普及率があがればあがるほど、残された地域に住む皆さんの下水道の早期整備に対する願いは、ますます強いものとなります。

区としては、1日も早い100%普及を目指し、今後とも努力を重ねていきたいと思っています。

また、下水道の整備は、健康で快適な生活をつくることといった本来の目的と併せて、不必要になった水路を新たに親水路やコミュニティ道路に生まれ変わらせるなど、まちなみの変化を可能にしてくれます。これからも、こうした空間の利用などにもあらゆる知恵と工夫を重ね、下水道施設を地域の貴重な財産として、後世に残していきたいと思っています。



### 早く水洗便所が使えるように

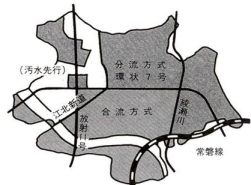
足立区の下水道方式には合流式と分流式とがあります。合流式とは、雨水と家庭から出る汚水を1本の下水道管に、分流式とはそれぞれ別々の下水道管に流す方式です。ただし、分流式地域でも、足立区の西部地域については汚水先行方式を採用しています。

汚水先行方式は、汚水管と雨水管を同時に道路に埋設しますが、当面は汚水管のみを使用して水洗便所の利用を可能にし、雨水管は熊の木ポンプ所の完成にあわせて使用するという整備方式です。したがって、ポンプ所完成までの間の雨水排除は、これまでどおり既存の側溝、水路と区の排水場によって行ない

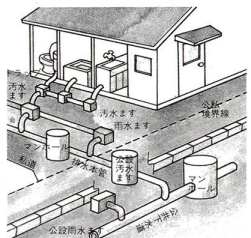
ます。この方式は、熊の木ポンプ所の完成に先立って下水道が整備できることに加え、ポンプ所完成時には、すでに雨水管は埋設されていますので、簡単な取付け工事で下水道による雨水排除が可能となるなどの利点があります。

また、ポンプ所完成までの間、大雨が降ったときには、雨水幹線に一時貯留することによって雨水の流出を抑制することもできます。このように多くの利点があることから、汚水先行方式による整備を進めることにしたものです。

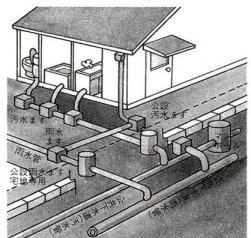
#### ●分流式と合流式の区域



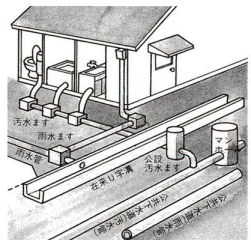
#### ●合流式の配管



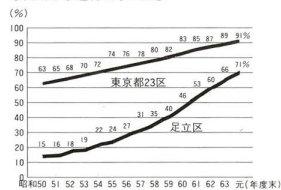
#### ●分流式の配管



#### ●分流式(汚水先行)の配管



#### ●公共下水道普及率の推移

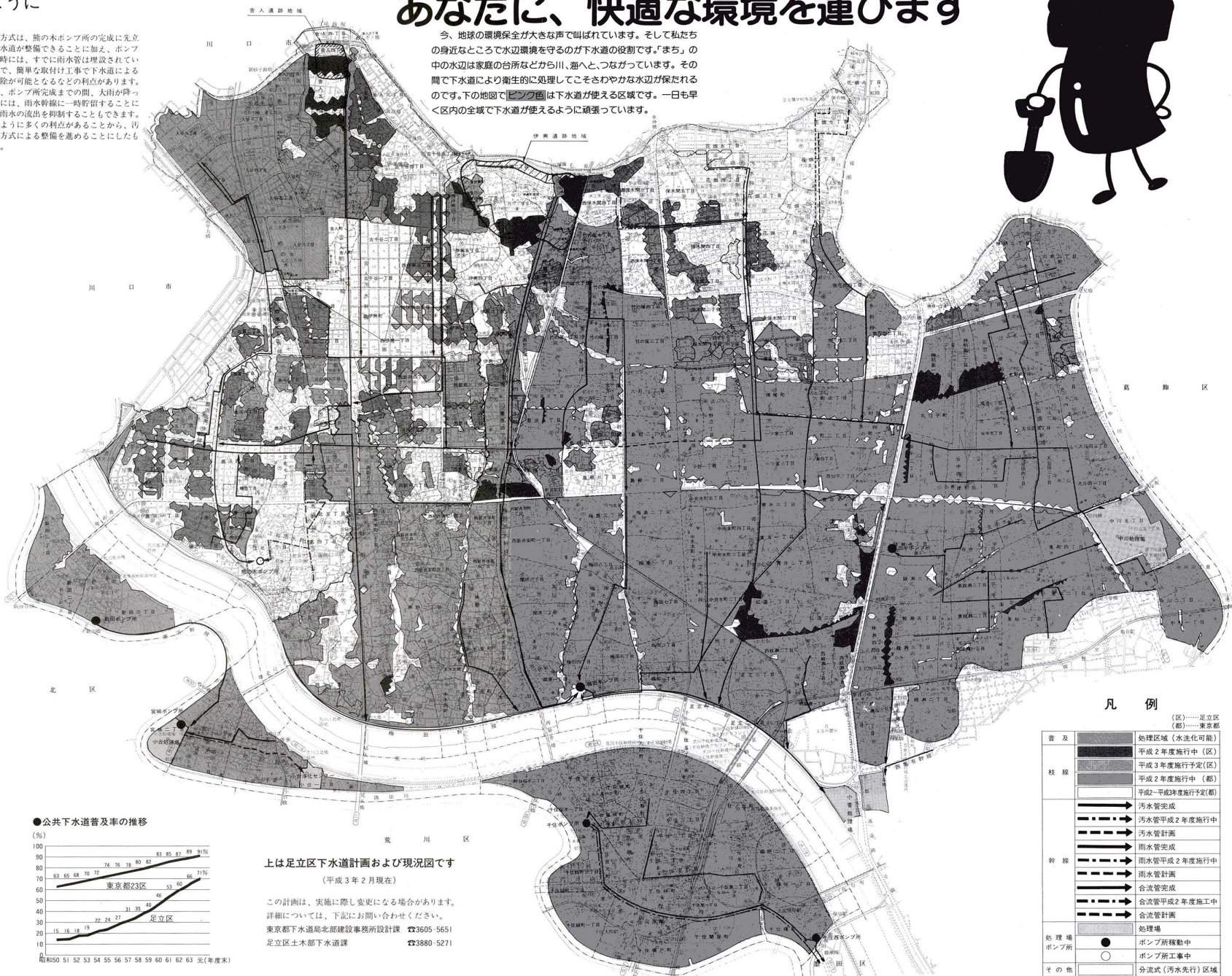


上は足立区下水道計画および現況図です  
(平成3年2月現在)

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。  
詳細については、下記にお問い合わせください。  
東京都下水道局北部建設事務所設計課 ☎3605-5651  
足立区土木部下水道課 ☎3880-5271

## あなたに、快適な環境を運びます

今、地球の環境保全が大きな声で叫ばれています。そして私たちの身近なところで水辺環境を守るのが下水道の役割です。『まち』の中の水辺は家庭の台所などから川、海へとつながっています。その間で下水道により衛生的に処理してこそさわやかな水辺が保たれるのです。下の地図でピンク色は下水道が使える区域です。一日も早く区内の全域で下水道が使えるように頑張っています。



#### 凡例

(区)……足立区  
(都)……東京都

普及	処理区域(水酸化可能)
■	平成2年度施行中(区)
■	平成3年度施行予定(区)
■	平成2年度施行中(都)
■	平成1年度施行予定(都)
枝線	→ 汚水管完成
→	汚水管平成2年度施行中
→	汚水管計画
幹線	→ 雨水管完成
→	雨水管平成2年度施行中
→	雨水管計画
→	合流管完成
→	合流管平成2年度施工中
→	合流管計画
処理場	■ 処理場
ポンプ所	● ポンプ所稼働中
○	ポンプ所工事中
その他	□ 分流式(汚水先行)区域



# 公共下水道ができたら……

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。同時に、下水道料金を負担していただくようになります。

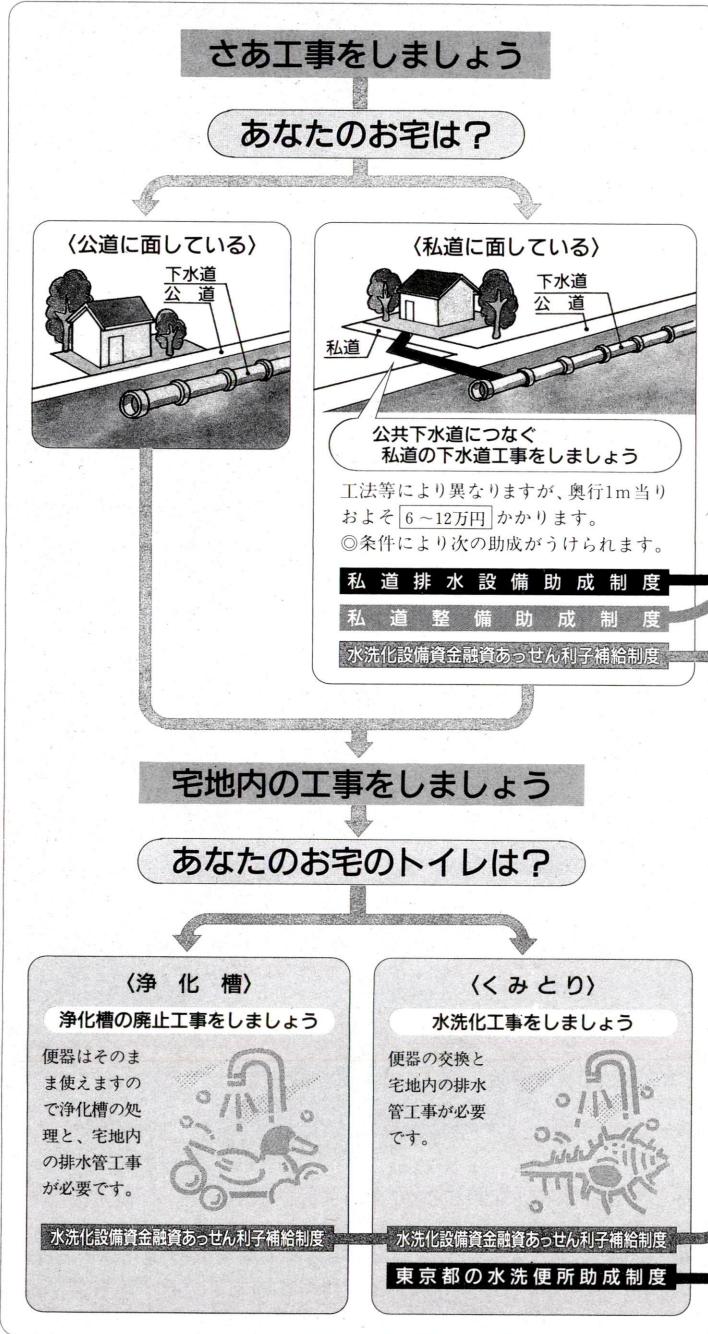
このような地域のみなさんには、告示後3年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただく必要があります。

これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区および東京都では、みなさんの負担を少なくし、水洗化の普及促進を図るため、助成や融資あっせん制度を設けています。

工事は下水道局が指定する工事店に

申請手続は、必ず工事着工前にしてください。



## 助成・融資制度をご利用下さい

区の助成融資制度については 土木部計画調整課助成係へ ☎ 03(3880)5208

### 私有排水設備助成制度

私有を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私有に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金を受けられます。

条 件	助 成 額
●幅員が1.2m以上の私有であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額
●2戸以上が共同して排水設備をつくること。	●合流式下水道に接続する排水設備は 75%
●区の基準でつくること。	●分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合 85%
●くみ取り便所(尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	側溝を設置する場合 80%
●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。	既設側溝を使用する場合 75%

### 私有整備助成制度

私有の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条 件	助 成 額
幅員が1.2m以上の私有で利用戸数が2戸以上であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じた額
●道路の両端が公道に接しているもの。	90%
●道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上の私有に接しているもの。	80%
●学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。	95%

### 水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあたって、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して区では一定の条件のもとに融資あっせんを行い、利子の一部を負担します。

条 件	融 資	そ の 他
1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金(ただし2家層以上とまとめて水洗便所に改造する方は70万円以内)	1. 5万円以上35万円以内	1. 都の水洗便所助成を受けようとする方は、この金額を減じた額が対象となります。
2. 区内に在住し区内で工事すること。	2. 元金均等最高36ヵ月返還	2. 非課税世帯の方には5.7%の利子を負担します。
3. 特別区民税を滞納していないこと。	3. 年利5.7%(内利用者負担2.5%)	
4. 連帯保証人があること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと。)	4. 区取扱い金融機関にあっせん	

### 東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金を受けられます。(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

助成金の種類	受けられる要件	助成額
一般助成	●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が400万円未満の世帯(給与所得の場合、総収入では561万円程度に相当)	45,000円
特別助成	●生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯	239,500円以内

申込先/下水道局北部第一管理事務所業務課小管分室 (3602) 8822

問い合わせ・相談先	排水設備・助成金・料金・除害施設について	東京都下水道局北部第一管理事務所業務課小管分室	☎ 3602-8822
下水道の維持管理・埋設位置について	東京都下水道局北部第一管理事務所三河島出張所(千住のみ)	東京都下水道局北部第一管理事務所足立出張所(千住地区を除く)	☎ 3803-4211 ☎ 3855-7411